

基準の見直し（案）

本規則第5条の6第5項の規定により、ゼロカーボン北海道推進計画で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとします。

38 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示（案）

地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組は、地域の将来像を踏まえ、地域循環共生圏の構築や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けてどのように取り組むか検討が必要。

そのため、地域住民などと十分に協議し、地域のニーズに合致するとともに、実現可能な取組になるよう、地域経済への貢献や地域における社会的課題を解決する取組の例は、次のとおり。

地域へのメリット	取組例
地域経済への貢献	域内への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
	地元の雇用創出や保守点検等の再生可能エネルギー事業に関する地域の人材育成や技術の共有、教育プログラムの提供等を行う取組
	地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
	再生可能エネルギーの導入とセットでデータセンター等の産業を誘致する取組
地域における社会的課題の解決	再生可能エネルギーの非常時の災害用電源としての活用や、EVシェアリング、グリーンスローモビリティの導入・活用など他の政策分野の課題解決にも活かす取組
	再生可能エネルギー事業に伴う発電余熱の施設園芸への活用や、燃烧残渣物の有機肥料としての活用等の取組
	収益等を活用して高齢者の見守りサービスや移動支援等の取組
	耕作放棄地・荒廃農地の活用による獣害対策
	市町村における地域活動等の支援

市町村は、法第21条第5項の地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるに当たって、次の事項に留意。

- 市町村が促進区域を設定するときは、環境保全の観点や社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項に留意し、地域の合意形成の円滑化を図り、事業の予見可能性を高めるとともに、地域における事業の受容性を確保するために、国、道や管理者などと事前に協議を行うなど十分に連携・相談すること。
また、事業者が行う再生可能エネルギー設備の建設・運用等の事業は、複数の市町村に跨って行われる可能性があることから、近隣市町村と事前に協議を行うなど、十分に連携・相談すること。
- 促進区域設定の時は区域の指定の目的の達成及び環境の保全上の支障のおそれまでは確認されないものの、促進区域の設定の後、事業の実施では一定の支障のおそれが判明し得ることが懸念される場合は、地域脱炭素化促進事業に求める「地域の環境の保全の取組」に適切な措置を位置付けること。
- 再生可能エネルギー施設の運転開始以降も、周辺施設における生活環境への影響、野生動植物の生態や生息系への影響、地域資源への影響などのモニタリングを実施し、結果を定期的に協議会において公表し、関係者の保有するデータも併せて意見を交換することで、影響を評価しつつ運転や全体計画を見直す「順応的管理」を検討すること。

親会委員から①除外区域に設定してはどうかとご提案があった区域（A案）

ラムサール条約湿地	世界自然遺産	世界文化遺産
（世界）ジオパーク	国立公園	国定公園
道立自然公園	国指定鳥獣保護区	道指定鳥獣保護区
生息地等保護区	道指定自然環境保全地域	環境緑地保護地区
学術自然保護地区	重要里地里山	重要湿地
自然再生事業の対象区域	KBA	IBA
「風力発電施設における鳥類のセンシティブティマップ」に基づく「鳥類への影響を考慮すべき区域」		
天然記念物	記念保護樹木	
植生自然度8-10（「自然植生」もしくは「特に自然植生に近い植生」）の区域		
民間の取り組み等によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM・自然共生サイト）及びその候補となる区域		
砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害（特別）警戒区域	河川区域	保安林
地域森林計画対象森林	保護林	農用地
漁業権設定水域	自然景観保護地区	北海道・市町村景観条例指定地域
主要な観光動線・眺望点から眺望される区域		

- [中村委員] 配慮基準案は、他府県に比べると自然災害に対する区域が弱いと思う。
太陽光パネルは、河川区域を除外区域に入れてはどうか。
希少生物の保護区、森林、文化や海岸保全区域は、除外区域に入れてはどうか。
公園の普通地域は、考慮対象区域にも入っていないのはおかしいと思うので入れてはどうか。
- [対応方向] 希少生物の保護区、河川区域、森林関連、文化財、海岸保全区域は除外区域に入れては
いかがか。
公園の普通地域は考慮対象事項に設定してはいかがか。
- [小林コ委員] この制度は、地域の課題を解決し、地域が誘致する再生可能エネルギー施設の種類・場所を
主体的に検討できるように、地域が主導して再生可能エネルギーに取り組むことが求められている
ため、それが達成できるようにしっかりと検討できる猶予をもった配慮基準としてはどうか。
- [坂東委員] 30by30などで保全する区域が今後も増えていくと思うが、それら全てが除外区域というのはどうか。
除外区域にするよりも、考慮対象区域をしっかりと決めることで、再エネの促進と環境の保全の
バランスを検討してはどうか。
- [松島委員] 日本の法令では、公園の普通地域が本来のバッファゾーンになっていないため、公園の隣接地
域を考慮対象区域に入れてはどうか。
- [対応方向] 市町村によると「市町村の裁量を最大限残してほしい」という意見があることも踏まえ、公園の
普通地域など再生可能エネルギー事業が禁止されていない区域は、考慮対象事項となる振り分
け方にしてはいかがか。
- [溝口委員] 市町村毎で検討すると、市町村によって対応が異なるため、ある程度の地域単位で検討でき
ると良い。
- [対応方向] 事業の環境影響が隣接市町村に及ぶ場合は、市町村間で調整するように「留意事項」に記載
してはいかがか。

[山中委員] 住民等の関係者の理解を進め、適度に地域の脱炭素化を促進するために、地域脱炭素化促進事業としては、どのようなものを想定するか「例示」してはどうか。

[対応方向] 別冊の第2章「基準等」に地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組に関する例示を記載てはいかがか。

[白木委員] 査定方法が確立されておらず、技術的に難しいが、累積的影響に配慮して基準を設定してはいかがか。(他吉中委員。)

[対応方向] 委員のご意見及び累積的影響に関する区域設定や記述を盛り込んでいる他府県がないことから、累積的影響は記述しないことでいかがか。

[吉中委員] 奥尻町の全域が除外区域になることを理由に、全ての普通地域を考慮対象事項にするのはおかしいと思うので、そのような地域だけを除外区域から除いてはどうか。

[対応方向] 他自然部会委員のご意見や市町村の意見、他府県の基準を参考に、公園の普通地域は②考慮対象事項に設定してはいかがか。

[小林ユ委員] 地域や市町村が、自ら考え、主導できるように、道や国が支援することが必要。

[山中委員] 市町村の協議会をどのように支援するかがポイント。

[対応方向] 市町村が促進区域を検討できるように丁寧な説明に努める他、個別の事例相談や専門家の紹介など支援手段を検討することでいかがか。

[猿子委員] IBAもセンシティブティマップも考慮対象区域に入っているので、非常に良い基準だと思う。

[ご意見] 現温泉法は、地域の合意形成がなくても事業を実施できるが、地域脱炭素化促進事業制度（以下「本事業制度」）では、市町村や地域住民に加え、既存源泉の使用者及び所有者の合意形成を得ることを事業認定の要件としてはどうか。

[対応方向] 都道府県基準は、市町村の認定要件を定めるものではないため、既存源泉使用者などとの合意形成の必要性を市町村説明会などの機会に市町村へ説明することでいかがか。

[ご意見] 「地中熱利用にあたってのガイドライン」（以下「当ガイドライン」）で「温泉保護地域の周辺は環境に配慮すること」と記載されることを受け、本事業制度も温泉（準）保護地域から周辺 5 km は①除外区域にしてはどうか。

[対応方向] 現行温泉法では、保護地域からの周辺 5 km 圏内は掘削事業が実施できる区域帯であることから、①除外区域は温泉（準）保護地域とし、②考慮対象区域に「温泉（準）保護地域の周辺 5 km 圏内」を追加してはいかがか。

【ご意見】 地熱を利用した再エネ事業では、硫化水素による悪臭や枯木など周辺環境に与える影響が大きい、その内容を考慮対象事項に追記してはどうか。

【対応方向】 配慮基準案の「適正な配慮のための考え方」に次のとおり記載してはいかかがか。

- ・ 環境配慮事項の「硫化水素による影響」に「周辺へのにおい対策を講じること」を追記
- ・ 環境配慮事項の「騒音による生活環境への影響」に「発電施設などに対して防音対策を講じること」を追記
- ・ 環境配慮事項の「悪臭による影響」に「地形や風向きに応じてガスの流れを調査し、保全対象への影響を抑えるための対策を講じること」を追記
- ・ 環境配慮事項の「動物・植物への影響」に「生態系への影響を抑える対策を講じること」を追記
- ・ 環境配慮事項に「振動による影響」を追加し、収集すべき情報に「保全対象施設」、適正な配慮のための考え方に「振動による保全対象への影響を抑えるための対策を講じること」を追記

[ご意見]

配慮書段階で区域からの原則除外や慎重な検討を強く求めている区域、地域脱炭素化促進事業制度の「①除外区域」に相当する扱いとしているのは次の区域です。

[重要な自然環境のまとまりの場合]

国立・国定公園、道立自然公園、道自然環境等保全条例の指定区域、鳥獣保護区、保安林、保護林、植生自然度8以上の植生、特定植物群落

[水の濁りを通じて土地の安定性や災害の危険性に関する重要な区域]

砂防指定地、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険区域

[対応方向]

アセス審では、発電施設種別に応じて審査され、ご意見の区域の全てに対して常に除外が求められていないため、自然公園の特別地域、道自然環境等保全条例の指定区域、鳥獣保護区の特別保護地区、保安林、保護林、砂防指定地、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域は①除外区域に入れ、それ以外は考慮対象事項に入れてはいかがか。

[ご意見]

市町村単位では全体感が把握できないなど厳しいことがあるため、道レベルの大きな目で全体数などを規制し、道がうまく調整するような基準を設定してはどうか。

[対応方向]

地域脱炭素化促進事業制度は再生可能エネルギー施設を統制・規制する制度ではないため、留意事項に「近隣市町村間で調整する」ように記載し、市町村説明会等で説明してはいかがか。

[ご意見]

どの市町村も「求められる影響の程度に関する客観的査定が可能な基準」を配慮書の考え方に記載してはどうか。

[対応方向]

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）や地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック、他府県の先行事例も参考にして配慮基準（案）を作成したので、ご審議いただきたい。

- [ご意見] 配慮基準は、環境影響評価法に縛られるものではなく、北海道の自然環境保全上必要なことを盛り込んではどうか。
- [ご意見] 環境や生物多様性の保全上の適切な立地選定がなされるように、道としての考え方や独自の基準をできるだけ反映させてはどうか。
- [対応方向] アセス審や各部会の環境保全の考え方も踏まえて配慮基準（案）を作成したため、ご審議いただきたい。
- [ご意見] 市町村が審議・検討をおこなっていくことを支援する技術的・人的な支援措置についてもあらかじめ検討・用意してはどうか。
- [対応方向] 市町村が促進区域を検討できるように丁寧な説明に努める他、個別の事例相談や専門家の紹介を行うなど支援手段を検討することでいかがか。
- [ご意見] 累積的影響など個別の事業で対応することが難しい課題にも一定の配慮が可能となる基準にしてはどうか。
- [対応方向] 委員のご意見及び累積的影響に関する区域設定や記述を盛り込んでいる他府県がないことから、累積的影響は記述しないことでいかがか。

[児矢野委員] 基本的な考え方 I の「本道や世界」は、唐突的な印象があるため表現を変えてはどうか。

[対応方向] 「本道や世界」を削除しても意味が通じるため、文言を削除してはいかがか。

[児矢野委員] 基本的な考え方 I の視点・ポイントの「国際的に保護とされている」を「国際的に保護すべきとされている」に変更してはどうか。

[対応方向] 保護すべきとすると現に保護されていないものも含まれ、対象が曖昧になる懸念があるため、「国際的に保護とされている」にしてはいかがか。

[児矢野委員] 環境配慮事項に追加する「農林水産業への影響」を「農林水産業の維持発展のための環境」と変更して環境配慮に関係していると明確にしてはどうか。

[対応方向] 環境配慮事項の表記を「農林水産業の維持発展のための環境」に変更してはいかがか。

[児矢野委員] ①除外区域への振り分け方の地番等は、区域が限定されるため外してはどうか。

[対応方向] 市町村から「図示でも良い」と回答を得ているため、地番または図示と変更してはいかがか。

[中村委員] ①除外区域への振り分け方案の但し書きは難解なため、表現を書き直してはどうか。

[対応方向] 現配慮基準（案）は、市町村行政区域全域が除外区域になる区域を除外区域に設定していないため、但し書きを削除してはいかがか。

[吉中委員] KBAを①除外区域に設定すると天売島などの島全域が除外区域になる場合は、その島を除外区域にしないように定めてはどうか。

[対応方向] 他府県の①除外区域は、法令等で指定された区域のみが設定されていることを参考にして、KBAは、地域の実情に応じて促進区域に設定するか市町村が検討できるように、②考慮対象事項に設定してはいかがか。

[白木委員] 国基準では、考慮対象事項は再エネの立地のために一定の基準を満たすことが法令上必要な区域となっているため、配慮基準は、市町村が促進区域に設定するか簡易に判断できるように「道としての一定の基準」を示してはどうか。

[対応方向] 国のマニュアルに記載されている「一定の基準」は、例えば保全すべき区域で事業を行う場合に課せられる許可基準などを指していることから、独自に設定することは困難ではないか。

[小林委員] 脱炭素を目指す市町村が行政区域の全域が除外区域になるのは不公平と感じており、脱炭素を促進するための観点からは望ましくないため、届出制の場所は考慮対象事項にしてはどうか。

[山中委員] 環境保全の観点では「保全＝人が住むな」ということにもなるが、実施には人が居住しているため、そのような場所を除いたというようなストレートな表現が望ましく、①除外区域への振り分け方に普通地域が入らないといった表現に変更してはどうか。

[対応方向] ご意見を踏まえ①除外区域の振り分け方を「法令等で施設の設置が困難又は施設の設置に許認可が必要な保全区域」に変更してはいかがか。

[山中委員] 配慮基準（案）とA案の間には議論の余地があると思うので、A案から①除外区域にいくつかを移動させるような文言に変更してはどうか。

[対応方向] 委員意見や他府県の設定状況を参考に「世界文化遺産」や「保護林」などを①除外区域に追加してはいかがか。

規則第五条の五で示されている地域脱炭素化促進施設の種別に応じた環境配慮事項は次のとおり。

	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持														生物多様性			人と自然のふれあい	
施設の種類	硫 化 水 素	水 の 汚 れ	富 栄 養 化	水 の 濁 り	溶 存 酸 素	水 温	大 気 質	騒 音	悪 臭	温 泉	地 形・地 質 重 要 な 質	安 定 性 土 地 の	反 射 光	影	動 物	植 物	の 地 生 域 態 特 系 徴	眺 望 景 観	触 れ 合 い 自 然 の
太陽光発電				○				○			○	○	○		○	○	○	○	○
風力発電								○			○	○		○	○	○	○	○	○
中小水力発電		○	○	○	○	○									○	○	○	○	○
地熱発電	○	○						○		○	○				○	○	○	○	○
バイオマス発電							○	○	○						○	○	○	○	○
再生可能エネルギー 熱供給	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
上記以外で都道府県 が定める施設	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※

※必要と判断する事項